

改正 2005年12月6日規約第05—47号

2007年11月12日規約第07—57号

2008年5月9日規約第08—5号

2009年3月31日規約第08—86号の1

(設置)

第1条 本学の教育・研究を自主的に改革し、その一層の充実と発展を図るため、全学的・総合的に自己点検および自己評価を行い、併せて認証評価機関による認証評価受けるために「大学点検・評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、大学点検・評価を行うこととし、また、本学が認証評価機関による認証評価を受けることを目的として、次の各号に定める職務を行う。

- 一 点検・評価項目および方法の設定ならびに変更
- 二 自己点検および自己評価の実施
- 三 点検・評価報告書の作成
- 四 点検・評価結果の公表
- 五 認証評価機関の決定
- 六 点検・評価専門委員会の設置と評価の実施
- 七 認証評価結果の公表

(所管)

第3条 委員会は、教務部が所管する。

(構成)

第4条 委員会は、次の者をもって構成する。

- 一 総長が指名する理事 若干人
- 二 各学術院が本属の専任教員のうちから選出した者 各1人
- 三 各高等学院が本属の専任教員のうちから選出した者 各1人
- 四 芸術学校が運営委員のうちから選出した者 1人
- 五 図書館、演劇博物館、博物館、研究教育センターおよびエクステンションセンターが管理委員または協議員のうちから選出した者 各1人
- 六 総長が指名する教職員 若干人

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。

- 2 委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員会の業務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長は、委員のうちから総長が指名する。
- 4 委員長の任期は、4年とする。
- 5 委員長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副委員長)

第7条 委員会に、副委員長若干人を置く。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときまたは事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 副委員長の任期は、委員長の任期に従う。

(運営)

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議事を整理する。

- 2 委員会は、委員の過半数によって成立し、出席委員の過半数をもって決議する。

(認証評価機関)

第9条 委員会は、文部科学大臣が定めた期間ごとに文部科学省が認証した認証評価機関のうちから一つを選び、大学の機関認証評価を受け、その結果を公表するものとする。

2 委員会は、前項とは別に、文部科学大臣が定めた期間ごとに文部科学省が認可した専門職大学院の認証評価機関のうちから一つを選び、専門職大学院の認証評価を受け、その結果を公表するものとする。ただし、当該専門職大学院の認証評価機関がない場合については、文部科学大臣の定めるところに従うこととする。

(学部・研究科委員会の設置)

第9条の2 各学部・研究科に自己点検・評価委員会（以下「学部等委員会」という）を置く。

2 学部等委員会は当該部門の自己点検・評価を主体的かつ具体的に実施する。

3 学部等委員会の委員および運営については、当該学部等委員会ごとに定める。

4 学部等委員会は、自己点検・評価の結果を自己点検・評価報告書として委員会に提出する。

(点検・評価専門委員会)

第10条 委員会のもとに、専門職大学院の認証評価を受けるために点検・評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長が指名する委員および認証評価を受ける専門職大学院の教職員若干人をもって構成する。

3 専門委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、教務部が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、1999年11月15日から施行し、自己点検委員会設置要綱（1995年規約第94—42号）は、この規程施行の日をもって廃止する。

(任期の特例)

2 第5条第1項および第6条第4項の規定にかかわらず、この規程施行後最初に選任された委員および委員長の任期は、2002年10月31日までとする。

附 則 [整理]（2000年11月22日規約第00—45号）

この規則は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2003年3月27日規約第02—60号の4）

この規程は、2003年4月1日から施行し、改正前の第4条第6号の規定により体育局協議員のうちから選出されている委員の任期は、2003年3月31日をもって終了とする。

附 則（2004年9月15日規約第04—14号の14）

この規則は、2004年9月16日から施行する。

附 則 [整理]（2005年12月6日規約第05—47号）

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2007年11月12日規約第07—57号）

この規程は、2007年11月12日から施行する。

附 則（2008年5月9日規約第08—5号）

この規程は、2008年5月9日から施行する。

附 則 [整理]（2009年3月31日規約第08—86号の1）

(施行期日)

1 この規則は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在任する改正前の大学点検・評価委員会規程第4条第3号の規定による委員は、その任期が満了する日までの間は、引き続き委員として在任するものとする。

附 則（2011年10月28日規約第11—35号）

この規則は、2011年10月28日から施行する。